

目 次

1. 軽減税率が企業に与える影響等	
(1) 軽減税率が影響する業種	1
(2) 軽減税率制度の実施に伴い必要となる事業者側の対応	4
(3) 軽減税率制度の実施に伴う具体的業務	5
2. 価格表示や請求書等の記載事項	
(1) 商品価格の表示方法	7
(2) 軽減税率が適用される課税資産を販売する場合の表示方法	9
(3) 区分記載請求書等の記載方法	15
3. 各システム変更に伴う留意点	
(1) レジスターのシステム変更	22
(2) 販売管理システムの変更	24
(3) 会計システムの変更	26
(4) システムの修繕費用	28
4. 軽減税率対策補助金について	
(1) 中小企業・小規模事業者の定義（A型・B型共通）	29
(2) 複数税率対応レジの導入支援	30
(3) 受発注システムの改修等支援	33
(4) 補助金制度の留意点	35
(5) 軽減税率制度の実施において活用したい制度	36
5. 申告書の記載方法	
(1) 原則課税の提出書類	37
(2) 簡易課税の提出書類	44
(3) 特例計算の提出書類（経過措置）	52

1. 軽減税率が企業に与える影響等

(1) 軽減税率が影響する業種

平成31年10月1日以後においては、すべての事業者が、酒類・外食を除く飲食料品や一定の新聞に適用される軽減税率分とそれ以外の商品等に適用される標準税率分とに区分して、商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。

例えば、飲食店を営む事業者の場合には、飲食店での売上げ（標準税率）と出前やテイクアウトの売上げ（食料品の販売は軽減税率）は、税率が異なるため区分して消費税を計算することとなります。

また、スーパーなどのように飲食料品と食料品以外の商品を販売する事業者も税率ごとに領収書等に明示した上で区分して消費税を計算しなければなりません。

なお、飲食料品を販売する事業者でなくても食料品を購入する場合には、軽減税率で処理することとなり、課税仕入れについて区分して申告する必要があります。

したがって、軽減税率制度の導入は、すべての企業に対して影響することとなります。

① 食品加工・食品製造業の場合

食品の加工や製造を行い飲食料品の販売を行う場合の売上げは、原則として軽減税率の対象となります。ただし、小売業者に飲食料品とは別に包装材料等を販売する場合には、標準税率が適用されます。また、加工品や製品の製造過程で発生したものを家畜等の飼料として販売する場合も標準税率が適用されます。

したがって、売上げの計算については、加工品・製品の売上げとそれ以外の売上げとを区分して計算する必要があります。

仕入れについては、加工品や製品の原料として飲食料品を仕入れた場合には軽減税率の対象となりますが、その原料に酒類がある場合や容器や包装材料を仕入れた場合には、標準税率が適用されます。

したがって、仕入税額の計算の際には、食材とこれら包装材料等の食品以外とを区分して計算する必要があります。

② 飲食料品の卸売業の場合

飲食料品を小売店に販売している場合（卸売業）の売上げやその仕入れは、原則として軽減税率の対象となります。ただし、包装材料等を飲食料品とは別個に販売する場合の売上げや仕入れは、標準税率が適用されます。

したがって、売上げや仕入れの税額計算の際には、食材とこれら包装材料等の食品以外とを区分して計算する必要があります。